

会員規約

第1条 当オーナーズ会(以下、当会)は、競走馬の共同所有を通じて会員の親睦を深めることを目的とする。

第2条 当会共有馬の代表馬主は以下の通りとする。

- (1) 澤 風哉
- (2) 募集馬が提供馬の場合は提供者

第3条 当会の募集馬を購入可能な方は既に地方馬主資格と取得している、もしくは地方馬主資格を取得する見込みのある方とする。

第4条 購入を希望する方は、当会が定める所定の手続きを行うものとする。
なお、入会金・月会費は、無料とする。

第5条 当会の共有代表馬主は、事務全般の取扱を合同会社エネイブル(以下、事務局)に委託する。

第6条 当会共有者は、月次事務費として1口あたり月額 1,000円(消費税別)を事務局に支払う。

第7条 募集馬の募集口数は1口～19口とする。

募集馬の共有持分(以下「持分」という)の購入を希望する馬主(以下共有者とする)は当会ホームページ上から募集馬の持分購入の申込をなし、当該募集馬に定められた購入代金を当会が指定する銀行口座へ振り込む方法によって支払うものとする。(振込手数料は共有者の負担とする)。

所定の購入代金を入金した時点で当該共有馬の持分を取得し、当会から持分証明の発行を受ける。

第8条 所属馬の維持費発生時期については募集馬によって異なる。

各募集馬詳細ページをお読みください。また、維持費については募集馬ごとで異なるため、それぞれの軽種馬売買契約に関する特約条項で定められた期間までに当会が指定する銀行口座へ振り込む方法によって支払うものとする。

なお、振り込み手数料は共有者の負担とする。

維持費には育成費・預託料・馬主会共済会費・輸送費・治療費・その他費用を含む。

共有者は持分権を放棄することにより維持費の支払いを免れることはできない。

- 第9条 当会共有者が飼養費など共有持分に応じた負担額の納入期日から3ヶ月以上納入義務を履行しない時、及び馬主登録を抹消された場合には、その共有者は本馬の共有持分所有権を共有代表馬主に対し無償で譲渡したものとする。
当会共有者が本規約に違反するなどして、当会の円滑な運営を妨げた場合には、この共有者に対し当会は、退会を求めることができる。
- 第10条 当会共有者が共有持分の譲渡を行う場合は事務局に事前の承認を得て、所定の方法に従い行うものとする（名義書換手数料 20,000 円（消費税別）/一口当たり）。
- 第11条 当会共有者が納入した、共有持分購入代金、預託料、保険料、月次事務費、運営手数料等は、理由の如何にかかわらず返還されないものとする。仮に共有馬が死亡他の事由により競走能力を喪失し、未出走や未勝利で引退せざるを得ない場合でも、馬代金の返還や代替馬の充当はないものとする。
- 第12条 当会に関する紛争について訴訟等の裁判手続きを行う場合、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。
- 第13条 本規約は必要に応じて変更されることがあるが、変更となった場合でも、会員が既に共有持分を取得した共有馬については、当該馬が引退するまでの間は従前の規約を適用する。

附則

この規約は、2023 年 4 月 1 日から施行する